

倫理委員会有識者懇談会

議事次第

(第13回 2024年10月2日(水) 10:00~11:50)

I 開会

II 副会長挨拶

III 議事

- ・ タックス・プランニングに関する倫理規則の改正公開草案について

【資料No.1~2】

IV 閉会

以 上

配 付 資 料

資 料	資料No.
第 13 回倫理委員会有識者懇談会	1
倫理規則改正案	2

倫理委員会有識者懇談会

第13回

2024/10/2



本日の議事次第

1. 本日の議論のポイント
2. タックス・プランニングに関する規定の概要
(前回資料を再掲。更新箇所のみご説明します。)
3. タックス・プランニングに関する規定の適用対象業務
4. 導入に当たり認識した課題と対応するためのJP項の新設

※ 以下のスライドに記載の規定は、2024年10月2日時点における文案となります。

1. 本日の議論のポイント

本日の議論のポイント

- 前回いただいたご意見を踏まえた、本会の対応をご説明する。（スライド6以降）
- 今回改訂部分の倫理規則の適用対象に関する方針について、前回の議論を踏まえ公開草案を策定したため、ご意見をいただきたい。（スライド17・18）
- 倫理規則にタックス・プランニングに関する規定を導入する場合、IESBA倫理規程との用語の定義等の違いから、倫理規則に改正内容を反映する上での課題が生じている。その対応のための規則上の手当てについて、ご意見をいただきたい。（スライド19以降）

2. タックス・プランニングに関する規定の概要 (前回資料を再掲。更新箇所のみご説明します。)

2-1. IESBA倫理規程のタックス・プランニングに関する改訂

- 2024年4月14日に「タックス・プランニング及び関連業務」に関するIESBA倫理規程改訂の[確定版](#)が公表された。
 - ▶ 改訂規定は2025年6月30日後に開始するタックス・プランニング業務から適用される。
- 当該改訂により、タックス・プランニングに関して、2つのセクションが新設されている。
 - ▶ (組織所属の職業会計士) **セクション280「タックス・プランニング及び関連業務」**
 - ▶ (会計事務所等所属の職業会計士) **セクション380「タックス・プランニング及び関連業務」**
- 今後、当該改訂に関連するIESBAスタッフQ&Aが公表される予定である。

2-2. IESBA倫理規程改訂の背景

- タックス・プランニングに関するIESBA倫理規程改訂プロジェクトの背景には、近年、企業の租税回避に関する社会的な批判、アグレッシブな税務戦略への職業会計士の関与についての懸念の高まりがある。
- プロジェクトの目的は、職業会計士がタックス・プランニング業務及び関連する業務を提供する際に、IESBA倫理規程の基本原則と概念的枠組みを活用し、原則主義に基づく倫理的な行動の枠組みを提供することにある。
- 組織所属の職業会計士及び会計事務所等所属の職業会計士の倫理的な行動を対象とする。
- なお、本プロジェクトは、タックス・プランニング業務に従事する職業会計士の倫理的な行動に焦点を当てたものであり、タックス・プランニング（業務）そのもののモラル、公正性や道徳性などを扱うものではない。

⇒ IESBA倫理規程の改訂を受けて、日本の倫理規則への導入について次スライド以降の検討を行っている。

2-3. セクション280及び380の章立て

- パート2：組織所属の職業会計士

- ▶ セクション280「タックス・プランニング業務」

280.1	はじめに
280.4 A1	タックス・プランニング業務に関連する、公共の利益における職業会計士の役割
280.5 A1	タックス・プランニング業務の内容
280.6 A1	関連業務
280.7 A1	法令等への遵守
280.9 A1	所属する組織の経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任
R280.10	全ての職業会計士の責任
R280.12	タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠
280.17 A1	不確実な状況
280.19 A1	タックス・プランニング業務への従事から生じる潜在的阻害要因
R280.20	タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠についてのコミュニケーション
R280.21	タックス・プランニングに係る意見の相違
280.23 A1	文書化

- パート3：会計事務所等所属の職業会計士

- ▶ セクション280「タックス・プランニング業務」

380.1	はじめに
380.4 A1	タックス・プランニング業務に関連する、公共の利益における職業会計士の役割
380.5 A1	タックス・プランニング業務の内容
380.6 A1	関連業務
380.7 A1	法令等への遵守
380.9 A1	経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任
R380.10	全ての職業会計士の責任
R380.12	タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠
380.17 A1	不確実な状況
380.19 A1	タックス・プランニング業務の提供から生じる潜在的阻害要因
R380.20	タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠についてのコミュニケーション
R380.21	依頼人との意見の相違
R380.24	第三者が開発するタックス・プランニングの商品又は取決め
380.26 A1	文書化

2-4. タックス・プランニング業務の範囲（PAPP）

	倫理規則改正案
380.5 A1	タックス・プランニング業務とは、個人か事業体かにかかわらず、依頼人の実務を 税効率の高い方法 で計画又は構築するように 支援 することを目的とする 助言業務 である。
380.5 A2	タックス・プランニング業務は、幅広いテーマや分野をカバーしている。業務の例には次のようなものが含まれる。 ① 投資計画、退職後の生活設計又は相続に関する目的を達成できるような税務の構築について個人に助言すること。 ② 全体的な税金を最小限に抑えるために、事業の所有及び所得の仕組みの構築について、個人事業主に助言すること。 ③ 全体的な税金を最小限に抑えるために、その国際的な事業活動の構築について、事業体に助言すること。 ④ 税務関連の移転価格ガイドラインを考慮して、移転価格の仕組みの構築について助言すること。 ⑤ 税効率の高い方法による損金の活用について助言すること。 ⑥ 税効率の高い方法による資本分配戦略の構築について事業体に助言すること。 ⑦ 税務上の優遇措置を最大限利用できるよう、役員の報酬戦略の構築について事業体に助言すること。
380.5 A3	タックス・プランニング業務には、税務関連の法令等に基づく依頼人の税務申告書の作成、申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務は含まれない。 ただし、税務業務がタックス・プランニング業務及び上記の業務の両方を含む場合は、タックス・プランニング業務に関連する部分を本セクションの対象とする。

「税務コンプライアンス業務」の定義が受け手により異なる可能性があるため、その用語を用いずに記載を行った。

2-5. 関連業務の範囲（PAPP）

	倫理規則改正案
380.6 A1	会員は、依頼人又は第三者のプロバイダーが作成したタックス・プランニングに基づく又は当該タックス・プランニングに結び付く、関連業務を、当該依頼人に提供する状況が生じる場合がある。そのような状況においては、本セクションの規定は、基礎となるタックス・プランニングに適用される。
380.6 A2	そのような関連業務の例には次のようなものがある。 ① タックス・プランニングに関する <u>税務当局との訴訟等</u> を解決するために、依頼人を <u>支援</u> すること。 ② タックス・プランニングに関する <u>行政手続又は訴訟手続</u> において、依頼人を <u>代理</u> すること。 ③ 依頼人のために、 <u>タックス・プランニングを実施</u> すること。 ④ <u>企業買収</u> において、評価額が <u>買収先によって構築されたタックス・プランニング</u> に依存する場合に、依頼人に <u>助言</u> すること。 ⑤ <u>相続計画</u> について、依頼人の事業のために構築されたタックス・プランニングに基づき、依頼人に助言すること。

2-6. タックス・プランニング業務の範囲（PAIB）

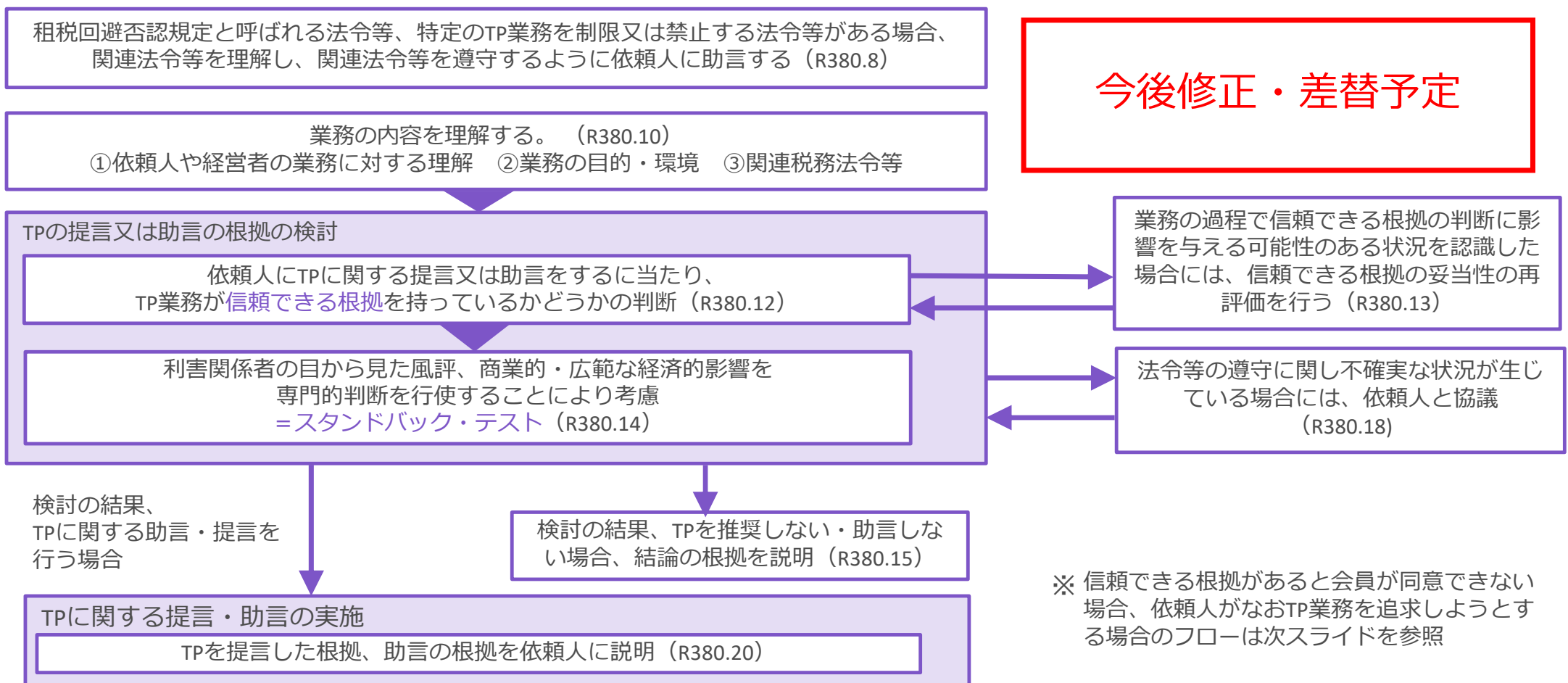
倫理規則改正案	
280.5 A1	タックス・プランニング業務は、所属する組織の実務を 税効率の高い方法 で計画又は構築するように 支援 することを目的とする 助言業務 である。
280.5 A2	<p>タックス・プランニング業務は、幅広いトピック又は分野を対象としている。そうした業務の例には次のものが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 全体的な税金を最小限に抑えるために、所属する組織の国際的な事業活動の構築について、経営者に助言すること。 ② 税務関連の移転価格ガイドラインを考慮して、移転価格の仕組みの構築について助言すること。 ③ 所属する組織のために税効率の高い方法による損金の活用について、経営者に助言すること。 ④ 税効率の高い方法による資本分配戦略の構築について、所属する組織に助言すること。 ⑤ 所属する組織のために税務上の優遇措置を最大限利用できるよう、役員の報酬戦略の構築について経営者に助言すること。 ⑥ 所属する組織が非営利法人である場合に、非営利法人の認定基準に抵触しないような事業の構築方法について助言すること。 ⑦ 法域又は自治体による税務上の優遇措置を受けるために、所属する組織の投資の仕組みの構築について、経営者に助言すること。
280.5 A3	タックス・プランニング業務には、税務関連の法令等に基づく所属する組織の税務申告書の作成、申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務は含まれない。 ただし、税務業務がタックス・プランニング業務及び上記の業務の両方を含む場合は、上記の業務に関連する部分を本セクションの対象とする。

語尾に「経営者に」がある例示とない例示が混在しているが、
 ①本項は例示であること、②移転価格税制などは、経営者以外にも関連会社などが助言の対象になることも考えられるため、この表現のままとする。

2-7. 関連業務の範囲（PAIB）

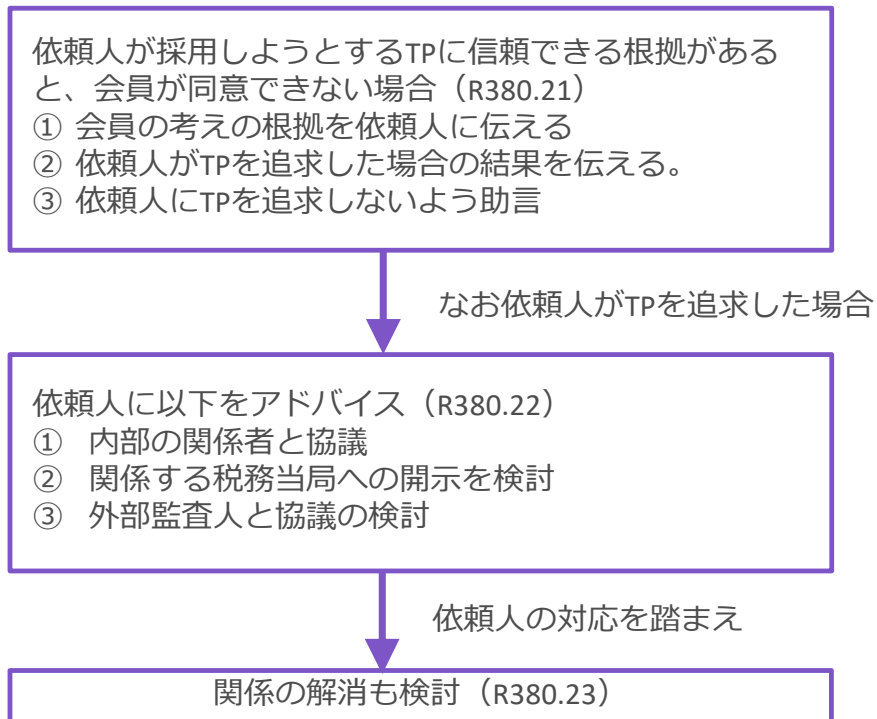
	倫理規則改正案
280.6 A1	会員は、第三者のプロバイダーが作成したタックス・プランニングに基づく又は当該タックス・プランニングに結び付く、所属する組織の関連業務に関与する状況が生じる場合がある。そのような状況においては、本セクションの規定は、基礎となるタックス・プランニングに適用される。
280.6 A2	そのような関連業務の例には次のようなものがある。 ① タックス・プランニングに関する <u>税務当局との訴訟等</u> を解決するために、所属する組織を <u>支援</u> すること。 ② タックス・プランニングに関する <u>行政手続又は訴訟手続</u> において、所属する組織を <u>代理</u> すること。 ③ 所属する組織のために、 <u>タックス・プランニングを実施</u> すること。 ④ <u>企業買収</u> において、評価額が <u>買収先によって構築されたタックス・プランニング</u> に依存する場合に、所属する組織に <u>助言</u> すること。

2-8. タックス・プランニング業務に関するIESBA規程の要求事項 1/2

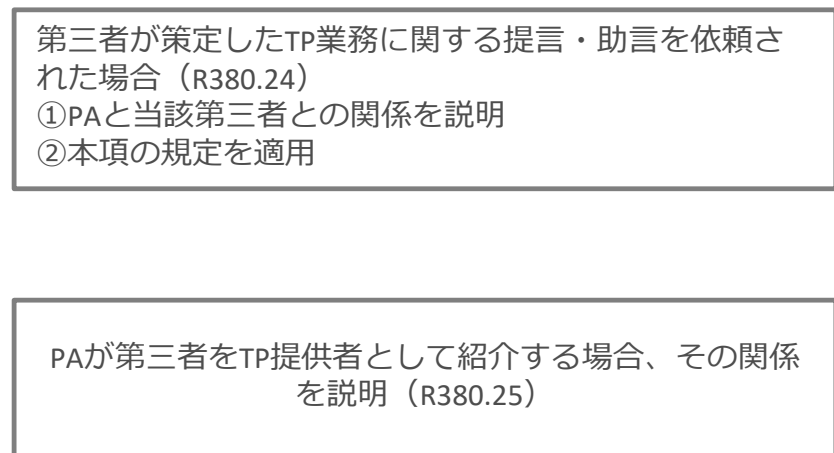


2-8. タックス・プランニング業務に関するIESBA規程の要求事項 2/2

● 同意できない場合の要求事項



● その他の要求事項



重要な規定：信頼できる根拠（Credible Basis）の考え方

R380.12 会員は、タックス・プランニングについて法令に照らして信頼できる根拠があると判断できなければ、当該タックス・プランニングについて依頼人に提言又は助言をしてはならない。

- 信頼できる根拠があるかどうかの判断には、会員による職業的専門家としての判断の行使を伴う。当該判断は、その時点で関連する法令等に基づくものであり、法域によって異なる。（380.12 A1）
- 信頼できる根拠があると判断するために取り得る対応には…（380.12 A4の一部抜粋）
 - ▶ 関連する事実及び状況をレビューすること。
 - ▶ 関連する税法をレビューすること。
 - ▶ 判例、専門誌又は業界紙、税務当局の裁定及びガイダンスなどの関連文献をレビューすること。
 - ▶ …

前回コメントを踏まえ、別の表現を検討したが、他に考えられるいずれの用語も適当ではないと考えられるため、元の案のとおり「信頼できる根拠」という言葉を使用してはどうかと考える。

- 「信用できる根拠」：信用という用語には金融分野での専門用語にも当たるため、使用に適さない。
- 「信憑性ある根拠」：Credible Basisの趣旨は、法令に準拠しているかどうかの確かさを判断するということであるが、「信憑性」という言葉ではそのニュアンスを表現することが難しい。
- 「確かな根拠」：Credible Basisは、規定中頻出する用語であり「確かな」が口語的であることから適さない可能性がある。

重要な規定：スタンドバック・テストの考え方

R380.14 会員は、タックス・プランニングに信頼できる根拠があると判断することに加え、職業的専門家としての判断を行使するとともに、利害関係者の当該タックス・プランニングに対する見方次第で生じる可能性がある**風評、ビジネス上の影響、及びより広範な経済的影響**について検討しなければならない。

具体的な手続等が明確にされていないが、手続の標準フローを示すと、会員が行う手続が硬直化し、「これさえ行えば問題ない」という誤解を与えることにもなりかねないため、原則主義的な考えを取り入れた現在の規定案のままとする。

- **風評及びビジネス上の影響**は、関連する税、期にわたる訴訟等による、依頼人に対する個人的な若しくは事業上の影響、又は当該依頼人若しくは職業的専門家の評判への影響に関連する可能性がある。
(380.14 A1の一部抜粋)
- **より広範な経済的影響**を認める理解とともに、タックス又は当該タックス・プランニングが税標準に与える相対的な影響を考慮する可能性がある。(380.14 A2の一部抜粋)

例えば、節税スキームを開発した会計事務所等が社会からの批判を受けるようなことがある場合、そのようなことは専門職全体への信用の失墜にもつながりかねないことになるため、職業的専門家の評判についても影響を検討する必要がある。そのため、現在の規定案の表現はこのままとする。

般的影響、の課

3. タックス・プランニングに関する規定の適用対象業務

3. タックス・プランニングに関する規定の適用対象業務

- 前回の有識者懇談会において、会員が提供する、税理士業務を含むタックス・プランニング業務を倫理規則の対象とすることについて特段の反対意見はなかったため、前回ご説明をしたとおり、次の業務を対象とする。
 1. 組織所属の会員（PAIB）が所属する組織のために従事するタックス・プランニング業務
 2. 会計事務所等所属の会員（PAPP）及びPAIBが第三者のために実施するタックス・プランニング業務
（会員が税理士としての資格に基づいてタックス・プランニングに関する提言又は助言を第三者に提供する場合を想定）

4. 導入に当たり認識した課題と対応するためのJP項 の新設

検討課題

倫理規則にタックス・プランニングに関する規定を導入する場合、次の点でIESBA倫理規程との違いが生じ、規則上の手当てが必要となる。

- 課題1：タックス・プランニング業務の位置付け
- 課題2：業務を行う主体ごとの適用セクション

⇒これらの課題に対処するため、「倫理規則に関する手引」への追記及びJP項の新設を行う。（詳しくは次スライド以降で解説）

課題 1 : タックス・プランニング業務の位置付け

- IESBA倫理規程と、当協会の倫理規則では、「専門業務」の範囲が異なり、当協会の倫理規則の「専門業務」の定義にタックス・プランニング業務が含まれるか否かについては様々な解釈があり得ることが考えられる。

主体	専門業務の定義
IESBA倫理規程	Professional activity An activity requiring accountancy or related skills undertaken by a professional accountant, including accounting, auditing, tax , management consulting, and financial management.
JICPA倫理規則	専門業務 (Professional activity / Professional services) (1) 公認会計士法第2条第1項及び同第2項に定める業務 (2) 組織所属の会員が行う職業的専門家としての業務

- このことから、タックス・プランニング業務を倫理規則上どのように位置付けるかが課題となる。

課題 1 への対応

- 当協会の倫理規則の「専門業務」の定義は修正せず、別個に「タックス・プランニング業務」をセクション280/380の対象業務とすることで対応する。
- 倫理規則冒頭の「倫理規則に関する手引」に次の記載を追加することで対応する。

4. 本規則には、次の規定が含まれる。

(1) パート1「倫理規則、基本原則及び概念的枠組みの遵守」

基本原則及び概念的枠組みを含んでおり、全ての会員に適用される。

(2) パート2「組織所属の会員」

組織所属の会員が、専門業務を実施する際に適用される追加的な規定を定めている。また、セクション280においては、会員がタックス・プランニング業務及び関連業務を実施する際に適用される追加的な規定を定めている。（後略）

(3) パート3「会計事務所等所属の会員」

会計事務所等所属の会員が専門業務を提供する際に適用される追加的な規定を定めている。なお、公認会計士は、税理士法の定めにより税理士登録を行うことにより、タックス・プランニング業務を依頼人に対して提供することができることから、セクション380においては、会員が依頼人に対してタックス・プランニング業務及び関連業務を提供する際に適用される追加的な規定を定めている。

(4) (省略)

(5) (省略)

課題 2 : 業務を行う主体ごとの適用セクション 1/3

セクション280

対象業務： 会員が所属する組織に対して行う助言業務（280.5 A1）

パート2の業務主体：組織所属の会員

- 一般事業会社に勤務し、所属する組織に対して助言を行っている会員
- 税理士事務所・税理士法人に所属し、所属組織以外の依頼人に対して助言を行っている会員等（詳細は次スライド）

これらの会員は所属する組織以外の依頼人に対して助言業務を行うものであり、セクション280におけるタックス・プランニングの定義である所属する組織に対して行う助言業務とは一致しない。セクション380の規定に基づいて対応を行うことが適切と考えられるため、第280.3 JP項を設けてセクション380を参照させることで対応する。

セクション380

対象業務： 会員が依頼人に対して行う助言業務（380.5 A1）

パート3の業務主体：会計事務所等所属の会員

- 監査法人／会計事務所等と支配関係にある税理士事務所・税理士法人
- 個人会計士事務所登録の上で、個人税理士事務所を開業している会員

⋮

セクション380の規定を参照

課題 2 : 業務を行う主体ごとの適用セクション 2/3

タックス・プランニング業務を提供する主体		PAPP/PAIB	所属組織に対する助言	第三者に対する助言
1	監査法人	PAPP	—	提供不可
2	監査法人/会計事務所等と支配関係にある 税理士事務所・税理士法人	PAPP	—	セクション380
3	監査法人/会計事務所等のネットワークの 税理士事務所・税理士法人	—	—	—
4	個人税理士事務所を 開業する会員	個人会計士事務所登録あり	セクション280	セクション380
5		個人会計士事務所登録なし (勤務先登録)	PAIB	セクション280 ⇒JP項で380に誘導する必要あり ⇒280.1 JP(1)
6	税理士事務所・税理 士法人に社員又は従 業員として従事して いる会員	個人会計士事務所登録あり	セクション280	主体が自らをPAPPと解釈した場合：セクション380 主体が自らをPAIBと解釈した場合：セクション280 ⇒JP項で380に誘導する必要あり⇒280.1 JP(2)
7		個人会計士事務所登録なし (勤務先登録)	PAIB	セクション280 ⇒JP項で380に誘導する必要あり ⇒280.1 JP(2)
8	一般企業に勤務して いる会員	個人会計士事務所登録あり	セクション280	※個人税理士として実施する必要あり 主体が自らをPAPPと解釈した場合：セクション380 主体が自らをPAIBと解釈した場合：セクション280 ⇒JP項で380に誘導する必要あり⇒280.1 JP(1)
9		個人会計士事務所登録なし (勤務先登録)	PAIB	※個人税理士として実施する必要あり セクション280 ⇒JP項で380に誘導する必要あり⇒280.1 JP(1)

課題 2 : 業務を行う主体ごとの適用セクション 3/3

- 前スライドまでに示した対応を行うために、第280.3 JP項を独自に規定する。

280.3 JP

組織所属の会員であっても、税理士の資格においてタックス・プランニング業務及び関連業務を依頼人に対して提供する場合には、セクション380の規定が適用される。

それ以外の対応

- 倫理規則の根底となる基本原則、概念的枠組みの適用に関する規定、及び業務中に違法行為に遭遇した場合の規定は、タックス・プランニングにも適用させることが適当と考えられる。
- そのため、セクション280及び380の冒頭に以下の記載を追加する。
(セクション380にも380.1 JPとして同様の規定を設ける。)

基本原則

概念的枠組みの適用

違法行為への対応

280.1 JP パート1並びにパート2のうちセクション200及びセクション260の規定は、会員が実施するタックス・プランニング業務及び関連業務にも適用される。

ディスカッションポイント

- **タックス・プランニングに関する規定の適用対象について**
会員が税理士登録を行って実施するタックス・プランニング業務（税理士業務を含む。）を倫理規則の適用対象とすることについて、ご意見はあるか。
- **導入に当たり認識した課題と対応するためのJP項について**
これまでのスライドでご説明した、主にJP項の規定の趣旨及び内容についてご意見はあるか。

今後のスケジュール

日付	会議体	内容
2024年9月27日		関係者との意見交換
2024年10月2日	有識者懇談会	倫理規則公開草案に関する意見交換
2024年10月30日	倫理委員会	倫理規則公開草案に関する審議
2024年11月12・13日	役員会	倫理規則公開草案に関する審議
2024年11月		倫理規則公開草案公表
2025年2月頃	有識者懇談会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する意見交換
2025年3月頃	倫理委員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する審議
2025年4月17・18日	役員会	倫理規則公開草案へのコメント対応に関する審議
2025年7月	定期総会	倫理規則変更案審議

